

久米南町監査委員告示 第2号

令和8年7月24日に実施した定期監査の結果を地方自治法
第199条第9項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

令和8年7月27日

久米南町代表監査委員

森崎 清二

(別紙)

令和8年度 第1回 定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は下記のとおりである。

記

1. 監査対象

- (1) 令和7年度 備品購入及び管理事務執行状況について
- (2) 令和7年度 補助金等支出事務執行状況について
- (3) 工事請負契約等事務執行状況について（令和8年1～3月分）
- (4) 委託契約等事務執行状況について（令和8年1～3月分）

2. 監 査 日

令和8年7月24日（金）

3. 監査状況

- (1) 備品購入・管理事務処理
備品購入費で支出したもので、10万円以上の16件から抽出し監査した。
- (2) 補助金等支出事務処理
補助金等で支出したもので、10万円以上の68件から抽出し監査した。
- (3) 工事請負契約等事務処理
修繕料及び工事請負費で契約したもので、1件の契約金額が20万円以上の29件から抽出し監査した。
- (4) 委託契約等事務処理
委託契約したもので、1件の契約金額が20万円以上の50件から抽出し監査した。
- (5) 所属別の監査件数

課	備品購入	補助金等	工事契約等	委託契約等	合計
総務企画課	1	2	1	2	6
税務住民課	1	0	0	1	2
保健福祉課	1	3	0	1	5
産業振興課	0	4	1	1	6
建設水道課	0	2	3	2	7
教 育 課	2	3	2	3	10
計	5	14	7	10	36

4. 監査意見

- (1) 今回は令和7年度における備品購入・管理及び補助金等支出事務、令和8年1月～3月における工事請負契約等事務及び委託契約等事務の監査を実施したが、いずれも適切に事務処理されていることを確認した。
- (2) 予算執行にあたっては、常に最少の経費で最大の効果が発揮されるべく、今後とも適切で計画的な事務執行に努められたい。